

事 務 連 絡

令和2年1月18日

各建設業団体 様

中部地方整備局企画部

技術管理課長

監理技術者の兼任要件の一部緩和について

平素はお世話になっております。

建設業法の改正に伴い、監理技術者の兼任について令和2年10月1日に、中部地方整備局として兼任の要件を設定したところですが、第3次補正予算等による公共工事の増加に伴い、更なる技術者不足による入札不調が懸念されることから、令和3年1月13日に兼任の要件を一部緩和することとしましたのでお知らせします。

○緩和要件の内容

「2件の請負代金額の総額は原則4億円未満※とする。」の撤廃

(※当初請負代金額の総額であって、最終請負代金額はこの限りではない。)

○補足

2件の工事は、国同士の工事とは限りません。国と県、国と市町村他の兼任も良しとします。

但し、国の工事は分任官工事のみとし、本官工事は認められません。

又、兼任要件は中部地整の定めた要件であり、国と県、国と市町村の兼任の場合、それぞれの発注機関が定めた兼任要件のうち、要件の厳しい方によることとなります。

【問合せ先】企画部技術管理課 課 長 松村 昭洋

課長補佐 日比野 修

係 長 野田 直也

TEL: 052-953-8131

FAX: 052-953-8294